

錦江湾奥会議観光デジタルスタンプラリー業務委託 仕様書

1 委託業務名

錦江湾奥会議観光デジタルスタンプラリー業務委託

2 事業概要

錦江湾奥会議観光専門部会で令和7年度に作製したパンフレット（以下、「パンフレット」という。）を活用し、デジタルスタンプラリーを実施することで、錦江湾奥を周知するとともに、各市の観光スポットを訪れてもらい、観光地としての魅力を認識してもらうこと、また、スタンプラリーの実績数により、観光客数をデータ化することで参加者のデータ収集及び分析を行い、今後のセールス・誘客活動に繋げることを目的とする。本業務では、デジタルスタンプラリーの集客に効果的な広告宣伝を含んだ事業も併せて実施する。

3 履行期限

本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から令和9年3月31日までとする。

4 業務内容

パンフレットを活用して、デジタルスタンプラリーを企画・実施する。

- (1) スタンプラリーで使用するマップ及びルートについては、パンフレットに記載のものを使用することとする。
- (2) デジタルスタンプラリーの対象となるスポットの選定については、委託者が行うこととし、四市の周遊ルート周辺の観光スポット（各市4カ所、計16カ所）とする。デジタルマップの作製に係る企画立案、構成、デザインについては、パンフレットを活用して行うこと。
- (3) スタンプラリーでスタンプ獲得に使用するモバイル端末は、参加者個人が所有するものとし、システムには次にあげる機能を備えること。

なお、受託者は、委託者による内容確認及び校正を受けることとし、修正及び変更等の指示があった場合は速やかに対応すること。校正作業は、委託者が校了と判断するまで行うこと。

ア 可能な限り多くのモバイル端末機種に対応可能なシステムとする。

イ 参加者が自らの意思で簡易にスタンプラリーに参加できるシステムとする。

ウ スタンプの獲得は、設置した二次元コードをモバイル端末のカメラで読み込む方法とする。

エ スタンプ獲得の対象となるスポットについては、参加者がモバイル端末のスタンプラリーマップから確認できるようにする。

オ 連携する地図データはGoogle Mapsとする。

カ インバウンド需要に対応できるよう言語は、日本語と英語に対応できるものとする。

- (4) スタンプラリー実施案内ののぼり旗、ポスター等、広報・PR用ツールを作成する。なお、完成までに委託者による内容確認及び修正指示の機会を設けることとする。

スタンプスポットへの二次元コード等の設置や、対象施設等への協力要請及び実施に関する説明については、受託者が行う。

- (5) スタンプラリーの実施期間は令和8年10月上旬から令和9年1月末までとし、実際の実施期間は協議の上決定するものとするが、着手から完了までのスケジュール案(工程表)を作成し、提示することとする。

- (6) スタンプラリー実施期間終了後、応募者に対して景品を贈呈する。

ア 獲得したスタンプ数に応じて景品の抽選に応募できる仕様とする。応募区分は提案をもとに委託者と協議の上、決定する。

- イ 応募は、モバイル端末のスタンプラリー画面上で行えるものとし、スタンプラリー実施期間終了後1週間が経過するまで応募可能とする。
- ウ 景品は、観光客の参加が多数見込めるもの及び構成4市に関連するものとし、委託者と協議の上決定する。
- エ 景品の当選者数や景品については、提案をもとに委託者と協議の上決定する。
- オ 景品に関することについては、景品表示法に留意した上で設定することとする。
- カ 贈呈する景品に係る費用（製作費、梱包費、抽選・発送費）は本業務委託に含む。
- キ 個人情報、景品の抽選に応募する時点で収集することとし、景品当選時の連絡先と発送のみに使用する。また、その旨応募時に応募者が確認できるようにする。
- (7) スタンプラリー実施期間におけるシステムエラーに対するサポートについては、受託者が対応する。
- (8) スタンプラリーの集客に効果的な広告宣伝（SNS等の活用）に係る企画立案等の一切の業務を行うこと。
- (9) 受託者は、契約金額の範囲において独自提案を積極的に行うこと。
- (10) 参加者の動態等把握調査の実施
 - 参加者を対象に、今後の観光施策の構築に活かすため、参加者の種類、動態、ニーズ等のデータを収集し、利用実態等のデータ分析を行う。
 - ア デジタルスタンプラリーの参加者自身のデータ（年代、性別、居住地域、使用交通手段など）及び活用実態（訪れた施設、周遊ルート等）を利用者登録や利用実態、アンケート等により把握する。
 - イ デジタルスタンプラリーの実施期間終了後、調査結果に基づいてデータの集計及び分析等を行う。

5 事業完了後の報告書等の提出

- 4(10)の参加者のデータ収集及び分析後、実績報告書等を速やかに作成し提出する。
- 実績報告書には、次に掲げる事項を含めること。

- (1) デジタルマップの作製に関する報告書
 - ア 掲載した観光スポットのデータ（掲載数及び各スポットの位置等）
 - イ 掲載したモデルコースのデータ（コース内容、コースに含まれている観光スポット等）
 - ウ 構築された機能全体を説明する資料（モバイル端末に表示される画面等）
- (2) デジタルスタンプラリーの実施に関する報告書
 - ア デジタルスタンプラリーに関する統計データ一式
 - ・対象となるスタンプスポットごとに獲得されたスタンプ数
 - ・参加者の属性に応じた、獲得スタンプ数のデータなど
 - イ 景品応募者と当選者の連絡先や発送先など個人情報一覧
 - ウ 構築された機能全体を説明する資料（モバイル端末に表示される画面等）
 - エ 参加者の動態等把握調査の実施に関する報告書
 - ・参加者の動態等把握調査の実施に関する統計データ一式
 - ・4(10)の検証結果の報告を含む。

8 留意事項

- (1) 特記事項
 - ア デジタルスタンプラリーのデザイン及び掲載内容、広告宣伝方法については、委託者と協議により決定するため、企画提案内容から変更する場合がある。
 - イ 本業務の成果及び成果物に関する著作権は、委託者に譲渡すること。
 - ウ 成果品の所有権は委託者に対して成果品を引き渡した時点に譲渡すること。

- エ 成果品は委託者が自由に二次使用（印刷物の作製、ホームページやSNSの掲載等）できるものとする。
- オ 本事業に必要な一切の経費は、委託料に含むものとする。
- カ 受託者は、本業務の執行に当たって、関係法令を遵守するとともに、業務上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。

(2) その他

- ア 受託者は業務遂行にあたっては、委託者と十分な協議を行ったうえで、進捗状況を随時報告するものとする。
- イ 本仕様書に記載のない事項、または疑義が生じた事項については、協議のうえ決定する。